

福井県丹南広域組合の管理職員等の範囲を定める規則

平成 8 年 4 月 1 日
福井県人事委員会規則第 6 号
改正 平成 11 年 4 月 1 日規則第 11 号

(目的)

第 1 条 この規則は、地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 52 条第 4 項の規定に基づき、同条第 3 項ただし書に規定する管理職員等の範囲を定めることを目的とする。

(管理職員等の範囲)

第 2 条 本庁に勤務する職員のうち管理職員等は、別表第 1 の上欄に掲げる組織についてそれぞれ同表の下欄に掲げる職員とする。

2 出先機関に勤務する職員のうち管理職員等は、別表第 2 の上欄に掲げる組織についてそれぞれ同表の下欄に掲げる職員とする。

(組織の変更等についての通知)

第 3 条 管理者は、別表第 1 および別表第 2 に掲げる組織に改廃があったとき、または管理職員等もしくはこれに相当すると認められる職員の職の改廃もしくは新設があったときは、速やかに、その旨を人事委員会に通知するものとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成 11 年規則第 11 号)

この規則は、公布の日から施行する。

別表第 1 (第 2 条関係)

本 庁

組 織	職 員
組合事務局	事務局長 事務局次長 課長 参事

備考 この表中「組合事務局」とは、福井県丹南広域組合行政組織規則（平成 3 年規則第 1 号）第 5 条に規定する組織をいう。

別表第 2 (第 2 条関係)

出先機関

組 織	職 員
丹南青少年愛護センター	所長 副所長 支所長 分室長 副支所長 分室長補佐